

○財務省告示第三百五十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年十一月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	一五トン
四	二四、一〇八トン
五	八一二トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
四〇七トン	五七〇トン	九、八九四トン	七七、四八八トン	四、八二三トン	一〇五トン	三五五、七三八トン	七八二、五六九トン	三、六二三、五四一トン	四五、二六六トン	五、六三八トン	三、四四二トン	二二、七六九トン	一トン	九トン	二二トン

二九		二七三トシ
二八		七・二トシ
二七		七、四三六トシ
二六		三、一二六トシ
二五		〇トシ
二四		一四トシ
二三		三、七〇四トシ
二二		一六、三四三トシ
二一		一九一トシ